高山市地球温暖化対策地域推進計画の見直しについて

1. 計画の概要

【位置づけ】

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第19条で規定する、区域の自然的社会的条件に 応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進する計画(市町村の策定は 努力義務)
- ・環境基本計画の理念のもと、特に地球温暖化対策の取組みを具体的にすすめるため の行動計画

【計画期間】

・平成22(2010)年度~令和2(2020)年度までの11年間

基本方針	・地域特性を重視した低炭素社会構築に向けたまちづくり ・市民・事業者・行政がそれぞれの役割のもとに ・連携と情報の共有
目標値	1. 温室効果ガス排出量の削減目標 2020(令和2)年度までに、1990(平成2)年度比で25%削減 2. 森林吸収減対策における取り組み指標 2014(平成26)年度まで、毎年度間伐実施面積を市域の森林面積比で 1.6%実施
重点施策	 1.循環型ライフスタイル推進対策 2.建築物省エネルギー対策 3.自動車運輸エコ対策 4.新エネルギー普及促進対策 5.森林吸収源対策

2. 見直しの理由

- ・現行計画の計画期間が令和2年度で終了
- ・第八次総合計画、環境基本計画をはじめとした各種計画との整合
- ・現行計画策定時から今日までの社会情勢や環境問題の変化への対応
 - ※自然エネルギーの活用及び地域循環の促進
 - ※地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の動き
 - ※気候非常事態宣言の動きや地域気候変動適応計画の検討
 - ※ごみ焼却処理施設の建設とリサイクルの推進
 - ※森林環境譲与税の創設と100年先を見すえた森林づくりの推進

3. 今後の予定(案)

令和2年環境審議会(1回)、議会委員会令和3年1~3月パブリックコメント、環境審議会(1回)

高山市内の 2018 (H30) 年度二酸化炭素排出量について

(計画目標)

2020(令和2)年度までに温室効果ガス排出量を1990(平成2)年度比で25%削減することを目指す。

■二酸化炭素排出量の推移

年度	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
二酸化炭素 排出量 (単位: 万 t-C0 ₂)	61. 9	62. 3	59. 1	58. 7	51. 6	59. 5	51.8	60. 1	58. 1	56. 4	57. 2	56. 3	53. 2
削減率 (基準年比)	5. 0%	4. 4%	9. 5%	10. 2%	21. 6%	8. 9%	21.3%	7. 9%	11. 1%	13. 9%	12. 6%	14. 0%	19. 1%
達成率	20.0%	17. 6%	38. 0%	40. 8%	86. 4%	35. 6%	85. 2%	31.6%	44. 4%	55. 6%	50. 4%	56. 0%	76. 4%

高山市内の二酸化炭素排出量(H30)

2018年度における高山市の CO_2 排出量は、基準年比19.1%下回っており、計画目標の25%削減の達成には、あと5.9%の排出削減が必要。

